

2023年10月17日  
株式会社タジマモーターコーポレーション  
代表取締役社長 浅井 秋彦

## 弊社創業者田嶋伸博及び弊社の無罪判決について

弊社及び弊社創業者である田嶋伸博（田嶋）の廃棄物処理法違反事件に係る刑事第一審における判決結果概要について以下のとおりご報告いたします。

2023年10月17日、長野地方裁判所松本支部は、当時弊社代表取締役会長であった田嶋が、弊社グループ会社である大町温泉観光株式会社（「大町温泉観光」）の当時の代表者であった屋田翔太（屋田）が同社において運営する爺ガ岳スキー場内において廃棄物である木くず約41.8キログラムを焼却したことにつき共謀していたとの公訴事実につき、田嶋及び弊社に対し無罪判決を言い渡しました。

既にご説明差し上げてきたとおり、田嶋は、共謀の事実を否認して無罪を主張しておりました。弊社についても、田嶋による共謀が存在せず、弊社は木くずの焼却には関与していないとして、無罪を主張してきました。今回、裁判所の審理を通じて、田嶋及び弊社の違法焼却に対する関与がないことが認められたことについては大変嬉しく思うと同時に、田嶋及び弊社の社会的信用を回復する第一歩になるものと考えております。仮に検察官から控訴があった場合には、引き続き弊社らの無罪を訴えていく所存です。

弊社グループは、今回の事件に関連して大町温泉観光と屋田が廃棄物処理法違反の罰金刑を受けたことについて社会的責任を痛感しており、これを契機として、これまでも、そしてこれからもグループの法令遵守を強化していく所存です。皆様におかれては今後ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。